

令和 7 年度地場産品を活用した料理・食文化普及活動支援事業補助金 選考実施要領

1 要領の趣旨

この要領は、令和 7 年度地場産品を活用した料理・食文化普及活動支援事業補助金の交付に係る選考に関して、必要な事項を定めるものとする。

2 選考

選考は、市が別途選任する令和 7 年度地場産品を活用した料理・食文化普及活動支援事業補助金選考採点者（以下「採点者」という。）により行う。

3 選考方法

- （１）採点者は、令和 7 年度地場産品を活用した料理・食文化普及活動支援事業補助金交付要領に基づき、応募者から提出された書類を総合的に評価することとし、評価点は採点者 1 人あたり 50 点満点とする。
- （２）応募者が 1 者のみであった場合も選考を行うものとする。
- （３）採点項目及び各項目の配点は別表 1、評価基準は別表 2 のとおりとする。
- （４）採点者が採点した応募者ごとの最高点及び最低点各 1 名分ずつを採点対象から除くものとし、除外後の平均点が 6 割に満たないものについては不適とする。
- （５）応募者が 2 者以上の場合、点数の高い順に交付を決定する。
- （６）応募者が 2 者以上の場合で、合計点数が同点の場合は、別表 1 採点項目「効果性」の点数が高い方を上位とし、「効果性」の点数が同点の場合は、別表 1 採点項目「活動の妥当性」の点数が高い方を上位とする。
- （７）審査にあたっては、必要に応じて応募者に対し記載内容についてヒアリングを実施する。

4 選考結果の公表

- （１）本選考の結果は、全ての応募者に通知する。
- （２）交付決定された場合は、事業者名、代表者名（屋号、個人名）、事業概要の名称を市 HP 等で公表する。※採点結果は公表対象外

別表 1

採点項目	採点基準	配点
活動の妥当性	・実施内容は本事業の目的に合致しており、補助事業者として交付要領で定める要件を満たしているか。	5
主体性・積極性	・補助事業者として積極的に活動する姿勢があるか。	5
実現可能性※ 1	・スケジュールなどの事業計画が明確か。	5
	・団体として事業を遂行する実施体制や実行能力を有しているか。	5
先駆性	・これまでにない新しい取り組みであるか。	5
発展性	・その活動に今後さらなる発展が見込めるか。	5
効果性	・当市の食や食文化を県内外にPRし、当市の認知度を高めるものであるか。	5
	・関連する食品業界への直接効果の他、ホテルや土産品の製造販売等観光関連業界等への間接効果が見込まれ、八戸市の地域活性化及び経済効果が期待できるものであるか。	5
費用の妥当性	・収支予算の見積もりが適切か。	5
	・活動の内容・規模に合った適正な経費見積もりがされているか。	5
	合 計	50

※ 1 申請時において、事業の全部が終了している場合においては、一律「3点（合計6点）」の取扱いとする。

別表 2

評価の程度	点数
非常に優れている	5
優れている	4
普通	3
やや不十分	2
不十分	1